横浜市金沢産業振興センター サブグラウンド照明設備工事 特記仕様書

1 - 1件 名 横浜市金沢産業振興センターサブグラウンド照明設備更新工事 1 - 2履行場所 横浜市金沢産業振興センター 1 - 3履行期間 契約締結日から令和6年3月22日まで 1 - 4サブグラウンドに照明設備の設置を行う。 工事の目的 1 - 5現場責任者 現場責任者は、照明設備及び低圧電気設備の取り扱いに精通した者とする。 1 - 6設備機器 設備機器等の仕様は、次のとおりとする。 1 サブグラウンド照明設備を設置する。 (1) LED投光器 8台 マルチ1000型相当 NYS12497LF2「パナソニック製(同等品可)」 落下防止付きワイヤー付 (2) コン柱投光器架台 2台 2 灯用 XDYK2200「パナソニック製(同等品可)」 (3) コン柱投光器架台 1台 4 灯用 XDYK2400「パナソニック製(同等品可)」 1 - 7材 料 主な材料は、次のとおりとする。 (1) 幹線用ケーブル EM-CE22SQ-3C 150m (2) 制御用ケーブル EM-CPEE1.2P 150m (3) 幹線用ケーブル EM-CE5.5SQ-3C 110m (4) 照明用電源ケーブル EM-CE3.5SQ-3C 16m (5) 配線用メッセン 14mm 320m (6) 制御線用 配管PF管(付属品含) 1式 (7) 柱用引き留め金具部材 1式 (8) 柱用配管部材 1式 (9)屋外分電盤 1台 盤寸法:505×830×200 鋼板製:t1.6(図面参照) (10) 屋内分電盤 1台 盤寸法:405×515×200 鋼板製: t3.0 (図面参照)

1式

(11) ブレーカー各種

- (12) フル2線 伝送制御ユニット 1台 WRT2050「パナソニック製(同等品可)」
- (13) フル2線 リモコントランス 2台WR2301「パナソニック製(同等品可)」
- (14) リレー制御用ターミナルユニット1台 WR3400「パナソニック製(同等品可)」
- (15) リモコンリレー 6台 WR6166「パナソニック製(同等品可)」
- (16) リモコンスイッチ 2台WRT5554K、WRT5553K、プレート「パナソニック製(同等品可)」

(17) 避雷器 2台

(18) 消耗品·雜材料 1式

1 - 8 適用範囲

現場の施工に際し、下記の点に注意すること。

本仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な設備等、又は工事の性質上当然必要と思われるものについては記載の有無にかかわらず、工事受注者の責任において全て完備すること。

1-9 疑 義

本仕様書に定めた事項について疑義が生じた場合は、公益財団法人横浜企業経営支援財団(甲)と協議を行い指示に従うこと。

また、工事施工中に疑義の生じた場合にも、その都度書面にて甲と協議しその指示に従うとともに、記録を提出すること。

1-10 分電盤 仕様

盤類の共通仕様は、次のとおりとする。

- (1)盤に使用する鋼板の厚さ、盤構造、盤内の制御線の太さ、塗装等について は、「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」に準じる。
- (2) 扉の把手は鍵付とし、ちょう番は裏ちょう番とする。扉ハンドルの鍵は監督員の指定するものを使用すること。
- (3) 扉の内面には、見やすい箇所に図面ホルダーを設け、工事自主検査前まで に系統図、結線図等を差し込むこと。
- (4)制御用電線端子は、丸形端子を使用し、圧着端子部分にはマークチューブ (又は同等品)で端子マークをつけ、端子露出部分は配線と同色の絶縁キャッ プで被覆すること。
- (5)機器、器具の配置は、保守点検に便利なように合理的な配置とし、内部の 点検、機器の取り替え、結線の変更が容易で、かつ安全性を考慮した構造と すること。
- (6) 充電露出部分については、取り外しが容易な構造の透明アクリル板等で保護すること。
- (7)ケーブル及び電線の盤外よりの引き込み部分については、ケーブルサポー

ト等を設置し堅ろうに支持すること。

- (8) 配線ダクトのサイズは充分余裕をもって選定し、蓋には合わせナンバーを付けること。
- (9)盤内機器には見やすい大きさのデバイスナンバーを付けること。
- (10)盤内配線の被覆の色は、横浜市建築局監修「電気設備工事施工マニュアル」及び「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」に準じる。
- (11) 特記仕様書で汎用品使用となっているときには前記(2)~(4)、(10)の適用は受けない。
- (12)機器の据え付けは、床面に水平又は垂直になるよう、レベル差を調整して 堅固に固定すること。
- (13) 配線は設計図書に記載のケーブルを使用し、ピット、ダクト、電線管等に納め整然と配線すること。
- (14) 配線と機器との接続箇所には適応する接続金物を使用し、電気的、機械的に完全に接続すること。
- (15) 銅体母線の接続は接触面の処理を十分に行い、適応するクランプを用い、 ボルトナットにより十分に 締め付けること。
- (16) ケーブル又は電線の立ち上がり部分で外傷のおそれのある場合は、電線管又はダクトで保護すること。

1-11 現場の施工

施行は、設計図書並びに甲の承諾を受けた実施工程表、施工計画書及び施工図等に 従って行うこと。また、本工事施工に際しては、次の事項を遵守すること。

1 施工

- (1) 照明設備、ケーブル等敷設工事の施工について
 - ア クラブ棟からサブグラウンドへ幹線ケーブル、制御ケーブルを布設する。
 - イ ケーブル及び電線の盤外よりの引き込み部分については、ケーブルサポート 等を設置し堅ろうに支持すること。
 - ウ 配線ダクトのサイズは充分余裕をもって選定し、蓋には合わせナンバーを付けること。
 - エ 盤内機器には見やすい大きさのデバイスナンバーを付けること。
 - オ 盤内配線の被覆の色は、横浜市建築局監修「電気設備工事施工マニュアル」 及び「公共建築工事標準 仕様書(電気設備工事編)」に準じる。
- (2)機器の据え付けは、床面に水平又は垂直になるよう、レベル差を調整して堅 固に固定すること。
- (3) 配線方法
 - ア 配線は設計図書に記載のケーブルを使用し、ピット、ダクト、電線管等に 納め整然と配線すること。
 - イ 配線と機器との接続箇所には適応する接続金物を使用し、電気的、機械的に 完全に接続すること。
 - ウ 銅体母線の接続は接触面の処理を十分に行い、適応するクランプを用い、 ボルトナットにより十分に 締め付けること。

- エ ケーブル又は電線の立ち上がり部分で外傷のおそれのある場合は、電線管 又はダクトで保護すること。
- オ 架空ケーブルのちょう架用線には亜鉛メッキ鋼より線等を使用し、 間隔0.5m以下ごとにハンガを取付けてケーブルをつり下げるか、又はケーブル とちょう架用線を接触させ、その上に容易に腐食し難い金属テープ等を0.2m 以下の間隔を保って、ら旋状に巻付けてちょう架すること。
- カ 引込口は、雨水が屋内に浸入しないようにすること。支線及び支柱 1 支線 及び支柱の本柱への取り付け位置は、低圧ケーブルの下方とすること。 なお、支線は、低圧線より0.1m以上隔離させること。ただし、危険のおそれが ないように施設したものは、この限りでない。
- キ 支線は、安全率2.5以上とし、かつ、許容引張荷重4.31kN(440kgf)以上の 太さの亜鉛メッキ鋼より線等を使用すること。又、支柱は、本柱と同質のもの を使用すること。
- クコンクリート柱に支線を取付ける場合は、支線バンドを用いて取付けること。
- ケ 支線の基礎材は、その引張荷重に十分耐えるように施設すること。支線下部 の腐食のおそれのある支線は、その地ぎわ上下約0.3mの箇所には、支線用テー プを巻付ける等適切な防食処理を施すこと。ただし、支線棒を用いる場合は、この限りでない。
- コ 低圧又は高圧架空配線に使用する支線には、玉がいしを取付け、その位置は、 支線 が切断された場合にも地上2.5m以上となる箇所とすること。
- サ 支線には、支線ガードを設けること。また、人の触れるおそれがないように 施設する場合及び防護管の金属部分は、D種接地工事とすることができる。
- (4) 工事後の試験、調整を行い、支障無く照明設備を使用できる状態とする。
- (5) 産業廃棄物処分、その他必要な手続きを含む。
- (6) 施設の電気主任技術者の立会いについては、受注者と施設管理者と調整のうえ、必要に応じて実施すること。
- (7) 本工事は、振興センターのテナント・利用者の状況を勘案して、全停電日を設定し、全停電作業を工事工程に従い安全に工事を実施すること。

2 安全管理

- (1) 工事の施工にあたっては常に細心の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守し、 公衆及び作業者の安全を図ること。万一人身事故が発生した場合は、速やかに 監督員に報告するとともに、事後対応すること。
- (2) 工事中適切な人員を配置し、現場内の整理整頓及び保全に努めること。
- (3) 工事施工中に事故が発生した場合は、ただちに適正な措置を講ずるとともに 事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに甲へ報告 すること。
- (4) 重要な工作物に接近して工事を施工する場合は、あらかじめ保安上必要な措置及び緊急時の応急措置並びに連絡方法等について監督員と協議し、承諾を得ること。

- (5) 危険物を使用する場合には、保管及び取扱いについて、関係法令に従い万全な 方策を講じること。
- (6) 危険物を使用して工事を施工する場合は、あらかじめ監督員に使用許可願を提出し、承諾を得ること。
- (7) 工事現場へ立入を制限する必要がある場合は、監督員の承諾を得て、その区域 へ適当な柵を設けると共に立入禁止等の必要に応じた表示を行うこと。

3 現場管理

整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。

また、本工事は施設を運転しながらの工事になるため、点検整備に支障が生じないよう十分配慮すること。

4 仮設

本工事に必要な電源は、既存設備より供給する。

5 発生材の処理

発生材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に従い、適切に処分すること。必要に応じ、マニフェストを提出すること。

6 復旧

他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は、監督員と協議の上、受注者の負担で速やかに復旧すること。

7 工事終了後の措置

工事完了に際しては、仮設物を取り払い、当該工事に関連する部分の残材は速 やかに場外に搬出するとともに、後片づけ及び清掃を行うこと。

- 8 その他
- (1) 工事期間中は、来館者に支障がないように工事を施工すること。
- (2) 工事車両は、指定された場所に駐車すること。
- (3) その他に発生した事項については、監督員と打ち合わせの上、施工すること。